

コミュニティ・スポーツ展開の構図

藤 原 健 固
研究生・吉 田 徹
研究生・安 田 国 臣
中京大学体育学部社会体育研究所・沢 田 誠 一

The Vision of the Diffusion of Community Sports

In this monograph, having investigated the actual conditions of community sports by the nation-wide data and “Shinkawa-cho” research, some findings are as follows.

(1) The ensure of the intermediate group in contemporary society is urgent necessity. At that time, one concrete measure is the diffusion of community sports.

(2) But, it's actual conditions show the need for facilities, organization, and leader for it. And, the commnity people, also, have some unsolved problems.

(3) And so, We have to discuss next problems.

(a) We need accept it in the daily life as one of life-interest.

(b) It's need the ensure of space for community sports. At that time, it must be change from one delux space to daily life's one. As we say one concrete measure, it's point out the throw open the facilities of school and enterprise, and utilize the road or open space.

(c) It is most important that the management must be participate by the delegation and sport leader in community and student in especially or college.

1 現代社会とコミュニティ・スポーツ

(1) 欲求鬱積社会の到来

戦後わが国の最大関心事は、物資の充足にあった。それは敗戦による物資窮乏時に対応した然らしむ対応であったと言える。その結果、物資の充足を達成し、雇用・所得の増大を実現し、余暇を個人のものにしたのである。

まず、物資の充足についてみると第一次産業から第二次産業への転換（工業化）という過程で達成されたといえる。すなわち、昭22と現在

では鉱工業生産の30数倍に対し、農水産生産は僅か2倍そこそことなっているのである。⁽¹⁾ また、経済の実質成長率は昭41<16.7%>、昭42<17.0%>、昭43<17.9%>、昭44<18.8%>……と続き、まさに1960年代の後半まで高度成長の波は崩されなかったのである。

つぎに、雇用・所得の増大についてであるが、昭45の完全失業者数は59万人であり、全労働人口の1.2倍に過ぎず超完全雇用といっても過言ではない状況を呈したのである。⁽²⁾ また、就業人口の産業に占める割合の変化も工業化と軌を一にしており⁽³⁾、同時に工業化に伴う雇用労働

者の増加と表裏の関係にある。(4)

また、余暇の増大については週休2日制の導入を中心に個人の生活時間帯において余暇時間を飛躍的に増大させたのである。NHKの国民生活時間調査(1960)によれば、1週間の生活所要時間は74時間20分であり、移動時間は5時間40分である。そして、労働時間は55時間40分であり、余暇のそれは2時間20分である。しかし、この調査から10数年を経た今日、これらの生活時間帯は大きな変化をみせており、その加速度は増すばかりである。それは労働と余暇の比率の逆転傾向としてあらわれている。とくに週休2日制の実施はこの比率に大きな影響を与えるものと思われる。すなわち、週休1日制における年間休日数は65日であるのにたいし、週休2日制のそれは112日と倍加するのである。

個人の外的環境として物資・所得・余暇の充足・増大を可能にしたのは、「物」への崇拜であり、知識・技術への信頼であった。そして生産主義的価値観とそれがもたらす業績主義的価値体系は、社会の隅々にまでいきわたり経済の高度成長を実現したのである。それは大量生産・大量消費を基盤とする高度多消費型経済理念に支えられたものであり、浪費による繁栄を特徴としたものであった。すなわち、大量生産能力がその消費エネルギーを追い越してしまう時「消して」「費やす」ものとしての消費が戦略的に採られたのである。ここに戦略的キャッチ・フレーズとしての「消費者は王様」とか「消費は美德なり」という浪費奨励が叫ばれたのである。こうした状況は過度のモデル・チェンジ、必要以上の流行をあおる等によって物財の耐用年数よりも短い社会耐用年数を設定し、且つ物財自体の耐用年数にもブレーキをかけざるを得ない結果をもたらす。そして物の廃物化という心理状況のうえに消費を続けることを強要するのである。それは資源小国日本に咲いた束の間のアダ花であった。

「物」の廃物化は飽くことのない物への目移りを意味しており、個人にとって社会的・心理的不安定をもたらすものである。高度成長を達

成した1960年代後半までの資源多消費を前提とする高度大衆消費社会においては便利さ、自由、平等が「物」を軸にすすめられたと言えるが、反面種々の社会問題が生じ「豊かな社会」は人間的には必ずしも、すなわち、浪費による繁栄は消費者に真の満足感を与えることができず、まして真の豊かさでもなかったのである。ここに「イライラ」「カラカラ」「モヤモヤ」といった世界が個人を捉え、個人は「生のあかし」を空虚なまでに追い求め続け、結局アキラメの世界でカラを閉じてしまうのである。こうした欲求鬱積は、浪費の終焉を迎えたいま希望と失落を携えて大きくわれわれの前に待ち受けているようである。

基調は変わった。世界を襲ったオイル・ショックの波は、いまやエネルギー不足の問題を深刻に投げかけている。それは否応なくこれまでの資源多消費型経済から資源節約型経済への転換を迫るものである。と同時に、個人の側から言えば高度消費型生活から節約型生活への転換を意味する。こうした転換への兆しはオイル・ショック以前から主張としては取り上げられていたものであるが、経済的变化によって現実の問題となった。その変化の根幹がオイル・ショックによるエネルギー問題にあることは明らかであるが、世界貿易の伸び率が年率6%、同2%と仮定した場合の産業構造の変化はおよそ次の如くであると考えられている。すなわち、5年後の産業構造は、①世界貿易の伸び率が年率6%、②同2%という二通りの与件を想定、昭48—55の経済成長率を①の場合年平均実質5.7%、②の場合4.0%と試論されているのである。(5)

こうした経済の低成長は、個人の欲求を抑圧し欲求鬱積社会の到来を現実のものとする要素を有している。それは高度経済成長時代における「イライラ」「モヤモヤ」「カラカラ」といった世界が、経済的ブレーキによって増巾拡大の方向に脚色されるからである。その最大要因は「のびる頭」を抑えられることであり、同時に「配分の不公平」の増大にある。そして、個人は不満を友とせねばならなくなる。すなわち、高度成長時代には“伸びる分”に不満者が手を

のばすことが可能であったけれども、低成長時代には不満者は弱者として抑圧され、加えて高度成長時代に遺された豊かさの重い代償を受け継がなければならないのである。こうした人間的苦悩は、1960年代後半におけるアダ花的豊かさを幻想の彼方に追いやる状況をもたらしつつある。それは二つの次元で深刻化しつつあると言えよう。一つは生活そのものの維持への恐怖であり、二つは生活の中味の蒙昧性にある。前者の恐怖は失業率の増大（1976年度の減員と採用ゼロの見通しをもつ企業百社の割合は6割以上）⁽⁶⁾と物価高騰に如実にあらわれている。また後者は目標喪失社会における個人の迷いの無解決にある。

しかしながら、欲求鬱積社会は新しい社会の模索を意味しており、そのこと事態希望への船出である。それは個人にとって浪費の終焉の後迎え得る生活の再発見につながるものとしての基調の変化を意味する。具体的には量から質へ、物質的豊かさから精神的豊かさへ、フローの豊かさからストックのそれへという転換のなかで「生活」それ自体充実した時と空間と人間性を創り出す生産的なものであることの自覚にほかならない。そして人間の欲求の次元において自己実現（A・H・マズロー）のそれに対応したものへの指向を意味している。それは人間がもっとも幸福を肌で感じるのは、〈自分が向上していることを自覚するとき〉であり、こうした基盤に立って〈ところとところがふれ合うとき〉にほかならないからである。そして個人の幸福を示現する環境を整備するものとして社会の目標が設定されなければならないのである。その際、媒介項としてのコミュニティの認識が改めて問われなければならないのである。

（2）コミュニティの再認識

経済の高度成長は産業構造の変化のうえに実現したものであるが、その結果として人口の大移動をもたらした。すなわち、過疎、過密の進行であり、住居の移動は従来の伝統的なローカルティに富んだコミュニティを崩壊に導いたのである。

同一地域に生活する人々の集群が、相互に生活上の相互連関を有し、コンセンサスに基づく共通の行動のうえに、生活環境の諸施設を使って個人の幸福を示現するべく作用しているのが、コミュニティであるとされる。それ故、コミュニティは二つの側面を有しているのである。一つは〈容れ物〉としての生活環境の体系であり、二つは〈中味〉としての共通行動のエネルギーとコンセンサスの体系である。

これら二つの側面において、過疎・過密現象は都市にも地方にもコミュニティ崩壊現象を見せているのである。まず、生活環境の体系についてみれば都市にあっては人口の過度の集中によって諸々の生活施設・環境整備の不備、立ちおくれが指摘される。多くの人々にとってほんらい人間が住むべきでない所に住み、人間的扱いを受け難い生活環境のなかに投げ込まれ、ただ前をのみ凝視して進むが如き生活を余儀なくされているのである。また、地方にあっては人口の過度の減少により快適な生活を維持する生活環境の基準というものを大きく割り込み、諸々の施設・環境条件の整備がなおざりにされる傾向がある。つぎに、共通行動のエネルギーとコンセンサスの体系についてみても崩壊は如実にあらわれており、目に見える生活環境のそれ以上に深刻である。かつては住民によって地域共同体の機能が維持され自然発生的連帯感としてのコミュニティ感情がみられたのであるが、経済論理が生活論理に優先して以来個人中心の物質的側面の要求が一般的な生活態度となりコミュニティ感情としての「われわれ意識」は非常に稀薄化したと言わざるを得ないのである。

コミュニティの崩壊による「われわれ意識」の稀薄化は、個人にとって自己のカラに閉じこもらせ排他的自己中心的生活態度を余儀なくさせ、現代人の疎外状況を一層深刻なものにしている。そして足場を失った個人は排他的自己中心のカラに閉じこもると同時に、一方では連帯感への郷愁ではなく社会的人間としての本性に基づくものであるが、それを社会に求めようとしているのである。この際、社会というのはよ

り直接的には「トーキョー」を指す。それは渋谷区に住んでいても区長の名も知らず区政について全く無関心であり、また埼玉県に住みながら目は常に「トーキョー」に向いているといった事態を指している。そして、同時に何となく社会を実体的だと錯覚しているのである。ほんらい、対外的な活動の舞台は地域社会をおいてないのであり、じっさいの行動区間はすべて地域社会以外においては考えられないのである。しかしながら、社会はこのような地域社会の実体性をもつことができないのである。それ故、地域社会と社会は抽象のレベルを異にしているのである。すなわち、地域社会は実態概念としてとらえるべきであり、社会は機能概念としてとらえるべきものであって国家組織の隅々まで制度化の網をめぐらすことにより、みずからを均衡体系のなかにおきその中樞から末端にいたる統制機能によって全体を統轄するのである。コミュニティの崩壊による「われわれ意識」の稀薄化は、この実体を伴わない機能概念としての社会に「頼る」姿勢のなかに一層の増巾作用を伴って問題を複雑化していると言えるだろう。それ故、実体としての地域社会に足場を確保する以外に真の意味での「われわれ意識」はあり得ず、個人の幸福の示現は達成できないものとするのである。

そこで、個我の確立の前提としてのコミュニティ形成が問題とされなければならない。この点について、既述のコミュニティ崩壊の現実的・二大要因としての生活環境条件の体系と共通行動のエネルギーとコンセンサスの体系に言及する必要がある。まず、前者について言えば社会資本 (social overhead capital) による生活環境条件の整備が指摘されなければならないことは当然であるが、その際望まれることは産業基盤関係への重視から生活基盤関係への移行である。それは経済の高度成長時代から低成長時代への移行以上に、高度成長時代の価値観の基調の変化を背景にしている。そして、とくにコミュニティ住民のニードをさらに開発促進していくような姿勢での社会資本の投入が必要となってくるのである。この意味でコミュニティ・

スポーツの条件整備が位置づけられるのである。つぎに、後者の共通行動のエネルギーとコンセンサスの体系については、次のように考えられる。すなわち、コミュニティ住民にとって定着性と愛着性を確保し得る主体性あるコミュニティの形成が指摘されなければならない。そのためには住民が「トーキョー」を向いて生活するのではなく、自らのコミュニティを常に意識し生活依存度を高め役割意識を育てることが肝要となる。その可能性を確保する最大の必要条件の一つは、住民相互のコミュニケーションの確保である。コミュニケーションの確保はバラバラの個人をつなぎとめ、さらに自然発生的連帯感をもたらす前提条件なのである。この意味でも、コミュニティ・スポーツは高く位置づけられなければならないのである。

(3) コミュニティ・スポーツの機能

スポーツはそれ自体二つの機能を有している。一つは身体に及ぼす機能であり、健康の維持・増進に関係しており、二つは精神に及ぼすそれであり、自己の精神的発達が社会的人間の確立の方向ですすめられることがその特徴であるとされる。換言すれば、スポーツはその技術の習得過程を通じて人間的価値の追求が可能であり期待され得るのである。それはスポーツが瞬時にして完全性を要求されることに根ざしている。「瞬時にして完全性を要求される」というとき、それはすべての情報をキャッチし判断し、且つ行動に移すという過程が「瞬時」であり、加えて「完全」でなければならない、ということの意味している。日々の練習は、これの体得過程である。それ故、スポーツの本質は体得にあると言えるのである。

体得を本質とするスポーツは、欲求鬱積社会にとって積極的役割を担うものである。それは既述の如き閉鎖的個人にとって自己中心的カラを打ち破り、真の意味での個我の確立にスポーツの体得の原理が一つのキヲを与え得るとの見通しに立脚している。頭の中で観念的に追及する以上に、1歩でも半歩でも「歩く」ことのなかに「実体」を掴み得ることが欲求鬱積社会の

特徴である。薬は飲まなければ、一つの廃物に等しい。

と同時に、スポーツは多くの場合相手を必要とする。ここにスポーツの仲間が形成されて、コミュニティ・スポーツにおいてもスポーツの組織化が必然的にみられる。それは小集団としてのスポーツ集団であり、とくにそれがコミュニティ内で形成されるとき次のような機能をもあわせもつことになる。すなわち、①コミュニティ内での個人では解決し得ない問題を連帯して解決する、②青少年の非行化の防止および老人・幼児を含めての孤立化への対応、③コミュニティ内での生活実体の拡大、などを通じてコミュニティ形成に機能し得るのである。しかしながら、時として可能性、願望としてのスポーツ活動は、逆機能をも発揮する。とくに、従来のコミュニティが生活のなかにスポーツを含む余暇活動のチャンスを整えなかったために、個人が閉鎖的になり、マイ・ホーム主義に甘んじざるを得なかった事情を考えると、自己中心的な生活態度からの脱却が必要であり、他人の私生活の秩序のなかに自分の安定が保障されることの認識が前提条件となる。

以上の如く、コミュニティ・スポーツは個人にとっては身心の向上に機能し、コミュニティにとってはコミュニティ形成への契機を内包している。そこで日常生活におけるコミュニケーション・チャンネルとコミュニティへの親密度という二つの角度からコミュニティ・スポーツの機能を調査結果からみると、およそ次の如くである。これら二つの角度を設定した根拠は、前者がコミュニティ住民の社会関係を維持する前提条件であり、後者がコミュニケーションによる調整的機能の結果としてとらえることに基づいている。⁽⁷⁾ 調査は淡路島におけるコミュニティ・スポーツ紙「スポーツ淡路」の購読者と非購読者を対象に行われた。その結果、前者が圧倒的にスポーツ体験が多いことが判明し、必ずしも正確ではないが、ここでは一応前者をコミュニティ・スポーツの参加者とし後者を非参加者として位置づけた。なお、被調査者の内訳は前者が男203、女202（計405）、後者が男145、

女95（計240）である。

資料1 生活の場でのコミュニケーションの度合いと「スポーツ淡路」紙への接触状況

① 「スポーツ淡路」紙購読者

(1) 家族 (%)

	10代		20代		30代		40代		50代		定・高計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
a. いない	13	3	0	0	0	0	14	11	0	25	18	0	8
b. 1～3人	50	50	77	75	53	69	46	42	70	75	41	59	53
c. 3～5人	13	21	11	0	32	31	36	26	30	0	41	41	26
d. 5人～	25	26	11	25	16	0	4	21	0	0	0	0	13

② 「スポーツ淡路」紙非購読者

(1) 家族 (%)

	10代		20代		30代		40代		50代		定・高計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
a. いない	24	24	0	0	0	6	4	2	2	6	36	8	11
b. 1～3人	49	44	60	57	82	66	58	63	72	50	44	76	60
c. 3～5人	24	26	30	43	9	18	24	26	19	25	12	8	21
d. 5人～	2	6	10	0	9	10	14	9	6	19	8	8	8

① 購読者

(2) 親戚 (%)

	10代		20代		30代		40代		50代		定・高計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
a. いない	28	15	44	0	21	0	28	32	10	13	29	29	23
b. 1～3人	40	44	22	75	32	38	22	37	40	63	41	41	35
c. 3～5人	8	26	33	25	11	38	30	5	0	25	6	18	19
d. 5人～	25	15	0	0	37	23	20	26	50	0	24	12	21

② 非購読者

(2) 親戚 (%)

	10代		20代		30代		40代		50代		定・高計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女			
a. いない	24	40	0	14	9	8	20	17	6	13	44	56	22
b. 1～3人	33	44	50	14	55	56	52	46	53	44	40	24	45
c. 3～5人	24	12	30	29	18	20	20	20	17	25	12	12	19
d. 5人～	18	4	20	43	18	16	8	17	25	19	4	8	14

① 購読者

(3) 近所隣り

(%)

	10代	20代	30代	40代	50代	定・高	計						
	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女						
a. いない	30	15	44	50	11	15	32	11	0	13	24	59	25
b. 1～3人	38	41	33	50	37	38	30	26	50	50	41	29	36
c. 3～5人	10	21	11	0	26	23	12	26	30	25	18	12	17
d. 5人～	23	24	11	0	26	23	26	37	20	13	18	0	22

② 非購読者

(3) 近所隣り

(%)

	10代	20代	30代	40代	50代	定・高	計						
	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女						
a. いない	47	34	30	43	18	16	24	9	11	13	28	40	25
b. 1～3人	12	42	40	0	45	38	42	59	61	44	48	36	41
c. 3～5人	24	22	20	43	24	26	18	22	17	6	20	12	21
d. 5人～	16	2	10	14	12	20	16	9	11	38	4	12	13

① 購読者

(4) 学校・職場

(%)

	10代	20代	30代	40代	50代	定・高	計						
	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女						
a. いない	8	9	11	0	0	0	4	11	0	0	12	0	5
b. 1～3人	15	6	44	0	26	23	20	42	50	63	12	18	22
c. 3～5人	23	12	11	50	26	46	22	26	0	0	12	6	19
d. 5人～	55	74	33	50	47	31	54	21	50	36	65	76	53

② 非購読者

(4) 学校・職場

(%)

	10代	20代	30代	40代	50代	定・高	計						
	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女						
a. いない	12	24	0	14	6	40	8	13	14	19	16	8	16
b. 1～3人	20	18	10	14	18	28	40	46	39	50	44	44	32
c. 3～5人	12	6	20	0	3	8	5	18	19	6	12	32	12
d. 5人～	60	52	70	72	73	24	42	22	23	25	28	16	37

① 購読者

(5) その他<(1)～(4)以外>

(%)

	10代	20代	30代	40代	50代	定・高	計						
	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女						
a. いない	38	32	11	0	52	23	14	11	10	25	6	35	21
b. 1～3人	32	38	33	25	47	31	16	21	40	25	53	35	32
c. 3～5人	10	9	22	50	26	31	16	16	30	13	24	6	17
d. 5人～	20	21	33	25	21	15	54	53	20	36	18	34	12

② 非購読者

(5) その他<(1)～(4)以外>

(%)

	10代	20代	30代	40代	50代	定・高	計						
	男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女						
a. いない	30	24	20	29	21	42	30	33	28	25	0	20	27
b. 1～3人	20	50	10	29	52	36	42	39	44	44	68	72	43
c. 3～5人	10	16	30	14	3	8	5	9	2	19	12	4	10
d. 5人～	40	10	40	29	24	14	18	18	25	13	20	4	20

まず、日常生活におけるコミュニケーション・チャンネルについてみると、資料1の如くコミュニティ・スポーツの参加者が非参加者に比べどの項目においても高い比率を示している。換言すれば、コミュニティ・スポーツの参加者は小集団としてのスポーツ集団の機能から相互のコミュニケーションの通路を非参加者に比べ多く確保しているのである。

つぎに、コミュニティへの親密度についてみると資料2の如くである。ここでもコミュニティ・スポーツ参加者は、非参加者に比べコミュニティへの親密度を多少高く示している。しかしながら、それは決定的なものではなくコミュニケーション・チャンネルの確保が得られたとしても、コミュニティおよび住民の抱えている種々の状況と立場の相違がコミュニティ形成に複雑に絡み合っていることを示すものと解される。

コミュニティが中央に比較して後進的存在として打破されなければならないムラ共同体としてではなく、住民の生活を将来のあるべき地域社会への展望に立ってとらえるとき、閉鎖的な

資料2 コミュニティへの親密度

① 「スポーツ淡路」紙購読者(年令・性別)
(%)

	10代	20代	30代	40代	50代	定・高	計						
	男女	男女	男女	男女	男女	男女							
a. 高い	40	29	33	25	26	54	46	32	20	33	47	59	39
b. 普通	52	65	56	65	74	46	50	68	80	67	41	41	57
c. 低い	8	6	11	0	0	0	4	0	0	0	12	0	4

② 「スポーツ淡路」紙非購読者(年令・性別)
(%)

	10代	20代	30代	40代	50代	定・高	計						
	男女	男女	男女	男女	男女	男女							
a. 高い	31	26	50	57	36	26	48	35	36	31	28	28	34
b. 普通	65	70	50	43	61	68	50	65	64	56	64	60	62
c. 低い	4	4	0	0	3	6	2	0	0	13	8	12	4

③ 「スポーツ淡路」紙購読者(職業別) (%)

	農業	会社員	自営 その他	教員	全体
a. 高い	38	40	42	30	38
b. 普通	58	56	53	65	58
c. 低い	3	4	5	4	4

④ 「スポーツ淡路」紙非購読者(職業別)
(%)

	農業	会社員	自営 その他	教員	全体
a. 高い	48	38	32	36	39
b. 普通	50	54	60	64	57
c. 低い	2	8	8	0	5

自己中心的欲求充足から脱却できるのである。その際、コミュニティ・スポーツは住民相互の社会関係を維持しコミュニティへの契機を内包しているのである。

しかしながら、既述の如く、コミュニティは崩壊の危機に頻しており、アトム化した個人の糸をたぐり寄せ真の個我を確立すべく<容れ物>と<中味>が問われなければならない。とくに、経済論理優先から生活論理優先への転換を迎えた今日、コミュニティ・スポーツの面からは<容れ物>としての施設の確保と<中味>としての組織の現状と問題点の認識が課題となる。

2 コミュニティ・スポーツの現状と課題

(1) コミュニティ・スポーツの現状

コミュニティ・スポーツの現状を把握する際、その基本的側面は次の5つに求められる。すなわち、コミュニティ・スポーツの(a)施設、(b)組織、(c)指導者、(d)参加者、そして(e)行政である。(8)

(a) 施設

わが国における体育・スポーツ施設は総数約15万であり、設置者別にみると学校72.5%、事業所16.1%、民間4.5%であり、公共社会体育のそれはわずかに6.9%であって施設数は10,193に過ぎない(資料3)。また、学校を除く内訳は事業所58%、民間17%、公共社会体育25%となっている。(9)

さらに、一地方公共団体当たりの公共社会体育施設設置率をみたものが資料4である。調査

資料3 施設の設置者別・内容別にみた体育・スポーツ施設設置者別体育施設数

設置者別	大学体育施設(小・中・高校)	大学・高専体育施設(国公立)	公共社会体育施設	事業所の体育施設	民間の非営利施設	営利施設	計
施設数	101,672	5,720	10,193	23,768	2,522	4,184	148,059
%	68.6	3.9	6.9	16.1	1.7	2.8	100.0

資料：文部省体育局「社会体育実態調査」昭和44年

時期が昭43年度であり、その後の急速な経済の発展による住民のスポーツへの欲求の高まりとそれへの対応を考慮してもきわめて貧弱な現状

が理解される。ちなみに、西独のゴールデン・プランを基準にした名古屋市内の標準水泳プール施設数は約400とされる。

資料4 1 地方公共団体当りの公共社会体育施設

施設名別	体育館	陸上競技場	野球場	庭球場	バレーボール場	バスケットボール場	球技場	運動広場	柔道場	剣道場	柔剣道場	弓道場	すもとう場	レスリング場	なぎなた場	射撃場	水泳プール	スキー場	山の家	海の家	キャンプ場
都道府県(46)	0.85	1.07	1.67	1.28	0.48	—	0.75	0.52	0.11	0.11	0.17	0.43	0.26	0.02	0.02	0.13	1.02	0.07	0.50	0.02	0.41
市 (558)	0.36	0.27	0.89	0.61	0.26	0.01	0.06	0.35	0.06	0.06	0.11	0.22	0.12	—	—	0.04	0.73	0.10	0.02	0.02	0.44
町村 (2,805)	0.06	0.03	0.05	0.03	0.03	—	—	0.07	0.01	—	0.01	0.02	0.01	—	—	—	0.16	0.04	0.02	—	0.07

注 表中の数は該当施設数を都道府県，市，町村別に都道府県数，市数，町村数で割った値である。

資料：文部省「社会教育調査報告書」昭和43年度

また、資料5は設置者別にみた夜間照明の設置状況をみたものである。夜間照明を備えた施設

は全体の約26%となっている。

資料5 設置者別にみた夜間照明の設置状況

設置者別	学校体育施設(小・中・高)	大学・高専体育施設	公共社会体育施設	事業所の体育施設	民間の非営利施設	営利施設	計
夜間照明のある施設	実数 25,717 % 25.3	1,955 34.2	2,567 25.2	7,550 31.8	843 33.4	2,711 64.8	41,343 27.9

資料：文部省体育局「社会体育実態調査」昭和44年

(b) 組織

何らかのコミュニティ・スポーツ組織に加入している住民(児童・生徒・学生を除く)は、全国で約425万人であり、組織数は約28,000団体といわれる(資料6)。しかし、その実態は組織の名に値せず年に数回の運動会などの行事に終るものが少なくないのであり、決してコミュニティ住民の組織づくりがなされているとはいえないのである。しかしながら、こども会、青年会、PTAなどの各種の団体にその活動の一部としてスポーツをとり入れようとする機運が強くなっていることは見逃せない事実である。

(c) 指導者

コミュニティ・スポーツの指導者としての体育指導委員が全国のすべての市町村に配属されており総数約29,000人を数えている。しかし、現状は報酬の問題・本職との関係などで必ずしも「市町村における振興のため、住民に対しスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行う」(スポーツ振興法)目的を達し得ないといえる。そしてその多くは不本意ながらも運動会などの行事に終わり、その実力・指導力を十分に発揮し得ないままに終わるのである。

資料7は体育指導委員の現状をみたものである。1市町村当たりの体育指導委員数は平均9

資料6 市町村におけるスポーツの組織数と会員数

種 別	類 別	体育・スポーツ団体		会員数	種 別	類 別	体育・スポーツ団体		会員数
		設置数	設置率				設置数	設置率	
1	陸上競技	1,356	41.7	125,052	30	水泳	637	19.6	63,734
2	近代五種	3	0.1	65	31	ボート	70	2.2	3,914
3	自転車競技	102	3.1	4,575	32	ヨット	72	2.2	5,243
4	ウエイトリフティング	123	3.8	4,588	33	カヌー	15	0.5	439
5	体操	184	5.7	18,052	34	スキー	911	28.0	100,275
6	柔道	1,539	47.3	128,696	35	アイススケート	218	6.7	28,632
7	剣道	1,782	54.8	150,405	36	ボブスレー	5	0.2	205
8	フェンシング	51	1.6	2,251	37	ローラー・スケート	12	0.4	930
9	柔剣道	311	9.6	19,186	38	ゴルフ	175	5.4	28,445
10	弓道	824	25.3	42,336	39	馬術	47	1.4	2,407
11	空手	390	12.0	25,289	40	山岳	973	29.9	52,839
12	相撲	722	22.2	22,163	41	レクリエーション協会	278	8.5	130,343
13	レスリング	70	2.2	3,144	42	民踊連盟	607	18.7	124,421
14	ボクシング	97	3.0	3,699	43	フォークダンス連盟	385	11.8	33,674
15	卓球	1,752	53.8	157,828	44	サイクリング	214	6.6	17,610
16	軟式庭球	1,390	42.7	122,661	45	婦人バレーボール	920	28.3	188,294
17	硬式庭球	205	6.3	20,657	46	ラジオ体操の会	233	7.2	277,095
18	バドミントン	612	18.8	39,060	47	歩く会	483	14.8	105,420
19	ソフトボール	968	29.7	158,670	48	ハイキング・クラブ	119	3.7	12,979
20	軟式野球	2,305	70.8	721,963	49	ユース・ホステル	296	9.1	56,482
21	硬式野球	128	3.9	12,481	50	スポーツ少年団	1,398	43.0	380,056
32	バレーボール	1,745	53.6	221,542	51	健民少年団	25	0.8	6,278
23	バスケットボール	891	27.4	91,495	52	釣の会	552	17.0	93,520
24	ハンドボール	136	4.2	11,029	53	ボーリングの会	226	6.9	59,280
25	サッカー	534	16.4	81,997	54	その他	306	9.4	244,242
26	ラグビー	148	4.5	13,727					
27	ホッケー	34	1.0	1,594					
28	クレール射撃	373	11.5	19,911					
29	ライフル射撃	90	2.8	4,728					
					合 計		28,042	／	4,245,001

資料：文部省体育局，前に同じ。

人であり、1人が住民約3,000人を担当する計算になる。

また、コミュニティ・スポーツ施設における指導員のいる割合は31.8%に過ぎず、これら指導者不足を補う意味で協力員を任命している市町村が約1割みられる。(10)

(d) 参加者

総理府広報室の行った「スポーツに関する世論調査」によれば、国民の参加するスポーツ活動は次の如くである。

まず、1年間にスポーツをしたことがあると答えた割合は昭32約14%、昭47約60%と急増しており、種目別にその推移とみると資料8の如くである。

資料7 体育指導委員の現状

類別	市町村数	体育指導委員数	1市町村当たりの体育指導委員数	体育指導委員1人当たりの住民数	体育指導委員以外に市町村が任命している指導者がいる市町村の比率(%)
市	574	11,731	20	5,312	8.1
町	1,996	13,995	7	1,860	10.3
村	694	3,279	5	1,202	8.3
計	3,264	29,005	9	3,182	9.6

資料：文部省体育局，前に同じ。

資料8 1年間において国民が参加する主なるスポーツ活動の推移

種目		年度			
		昭和32年	昭和37年	昭和40年	昭和47年
軽いスポーツ	キャッチボール	8	17	14	13
	バレーボールの円陣パス	3	11	7	6
	バドミントンの羽根の打合い	3	8	7	9
	ピンポン遊び	5	14	×	9
	ボール遊び	×	×	×	5
	体操	×	9	12	19
	歩け歩け運動	×	×	6	8
	フォークダンス	×	7	7	5
	ボウリング	×	1	4	28
	競技的なスポーツ	野 球	(キャッチボールといっしょに)		9
ソフトボール		2	9	6	4
バレーボール		(円陣パスといっしょに)		5	5
卓 球		(ピンポン遊びといっしょに)		8	4
陸上競技		1	5	2	1
柔 道		1	1	1	1
剣 道		1	1	1	1
ス キ ー		(野外スポーツといっしょに)		×	1
ボート・ヨット		×	2	×	1
テ ニ ス		1	4	2	1
バドミントン		(羽根の打合いといっしょに)		2	1
水泳競技	1	17	1	1	
野外スポーツ	遊 泳	×		18	17
	ス キ ー	1	4	5	6
	スケート	1	4	4	4
	登 山	×	} 12	6	5
	ハイキング	×		9	9
	キャンプ	×	5	3	3
	ゴルフ	×	1	2	4
	サイクリング	×	2	2	2
	釣(つり)	×	×	×	11
どれもなかった		86	58	55	40

注 ×印はその年度の調査内容としてとりあげられていない。

資料：総理府広報室「スポーツに関する世論調査」

つぎに、スポーツ活動の実施頻度をみたものが資料9であり、1年間におけるスポーツ活動は1～3日が圧倒的に多い。

(e) 行政

資料10は都道府県および市町村教育委員会の社会体育費における施設整備費、同管理費、事業費をみたものである。

施設の不備は既述の如くであるが市における平均施設整備費は837万円に過ぎず、事業費にいたってはきわめて少ない。

資料9 この1カ月間にスポーツをした日数

スポーツ活動を行なった日数	軽いスポーツ	競技的なスポーツ	野 外 ス ポー ツ
1 ～ 3日	38%	52%	52%
4 ～ 6日	24	19	28
7 ～ 13日	14	11	11
14 ～ 20日	7	4	3
21 日 以上	14	5	1
不 明	3	9	5
計	100	100	100

資料：総理府広報室「スポーツに関する世論調査」昭和47年

資料10 都道府県および市町村教育委員会の社会教育費における施設整備費

経費別 県・ 市町村数	施設整備費		施設管理費		事業費（補助金を含む）			
	総 額 (万円)	平均額 (万円)	総 額 (万円)	平均額 (万円)	総 額 (万円)	平均額 (万円)	住民1人 当たりの 金額(円)	
都道府県	46	334,722	7,277	65,745	1,429	205,530	4,468	20
市	574	480,663	837	121,962	213	259,247	452	56
町	1,996	235,668	118	24,785	12	150,110	75	58
村	694	38,077	55	4,755	7	26,915	39	71
市町村計	3,264	754,408	231	151,502	46	436,272	134	62
全 国 計	3,310	1,089,130	/	217,247	/	641,802	/	/

注 施設整備費……社会体育施設の新設や改築等に要した経費（土地購入費を除く）

施設管理費……既存の社会体育施設の管理運営に要した経費（職員給与を除く）

事業所……職員の給与費を除いた社会体育事業費（補助金を含む）

資料：文部省体育局，前に同じ。

つぎに、市町村における体育課または保健体育課の設置状況は約5%に過ぎず(資料11)、社会体育担当職員は全国で約5,000人である、(資料12) 後者について言えば、1地方公共団体当たりの平均職員数は都道府県8.1人、市町村1.4人であり、都道府県における専任職員は約63%、市町村約27%である。

さらに、市町村におけるスポーツ振興審議会の設置状況をみたものが資料13であり、市では25%、町では10%、村では5%である。しかしながら、やや実態を伴っている団体として体育協会の現状をみておく必要がある。資料14は市町村における体育協会の設置状況をみたものであり、市99.5%、町78.5%、村62.0%となっ

ている。と同時に、市町村体育協会の組織の状況をみたものが資料15である。

これらの資料14、15は、一見コミュニティ・スポーツの隆盛を思わせるかもしれない。しかし、その実態は一部コミュニティ住民によるエ

資料11 市町村における体育課または保健体育課の設置状況

類別	体育課の有無	
	市町村数	体育課のある市町村数 (%)
市	574	153 (26.7)
町	1,996	12 (0.6)
村	694	1 (0.1)
計	3,264	166 (5.1)

資料：文部省体育局「社会体育実態調査」昭和44年

資料12 社会体育担当職員の状況

類別	区分		社会体育担当 職員数	1 地方公共団 体当たり平均 職員数	専任職員の職 員数に対する 比率	教員の免許状 を有する職員 数の比率
	県	市町村 村数				
都道府県		46	373人	8.1人	63.0%	75.6%
市		574	1,861	3.2	55.9	10.8
町		1,996	2,151	1.1	7.4	6.1
村		694	560	0.8	2.9	2.9
市町村計		3,264	4,572	1.4	26.6	8.1
全国計		3,310	4,945			

資料：文部省体員局，前に同じ。

資料13 市町村におけるスポーツ振興審議会の設置状況

類別	スポーツ振興審議 会の設置状況		スポーツ振興審議会の委員につ いて		昭和43年度にお ける審議会開催 の平均回数
	市町村数	スポーツ振興審 議会を設けてい る市町村の比率 (%)	委員数	1 市町村当たり の委員数	
市	574	25.2	1,686	12	3
町	1,996	10.1	2,066	10	2
村	694	5.4	396	10	3
計	3,264	11.8	4,048	10	3

資料：文部省体育局，前に同じ。

資料14 市町村における体育協会の設置状況

類別	市町村数	体育協会がある市町村数	設置率 (%)
市	574	571	99.5
町	1,992	1,563	78.5
村	688	427	62.0
計	3,254	2,561	78.7

資料：文部省体育局，前に同じ。

資料15 市町村体育協会の組織の状況

類別	市町村における体 育協会数	会員の明確な体育 協会数 (%)
市	571	249(43.6)
町	1,563	238(15.2)
村	427	44(10.3)
計	2,561	531(20.7)

資料：文部省体育局，前に同じ。

リート・スポーツ集団化をきたしており、日本体育協会のもつ諸々の矛盾をそのまま踏襲した傾向が強く、必ずしも一般のコミュニティ住民のものとなっていないのである。

以上みてきた如く、コミュニティ・スポーツの現状はその施設、組織、指導者、参加者、行政のどの側面においてもコミュニティ住民のニーズに必ずしも充分対応したものであるとは言えないのである。

(2) コミュニティ住民の夢と現実

コミュニティ・スポーツに対する住民の希望と実態を把握する際、その基本的側面は(a)余暇とその使い方、(b)住民サイドからみたコミュニティ・スポーツの実態、そして(c)コミュニティ・スポーツ参加への住民の希望に絞られるであろう。ここではこれらの側面を具体的に兵庫県・淡路島と愛知県・新川町に求め、全国的指標との関連で明らかにすることが目的である。(11)

(a) 余暇とその使い方

資料16は淡路島における余暇の実態をみたものである。1日1～2時間をもっとも多く(全体では40%)、2時間以上と答えたものを含める

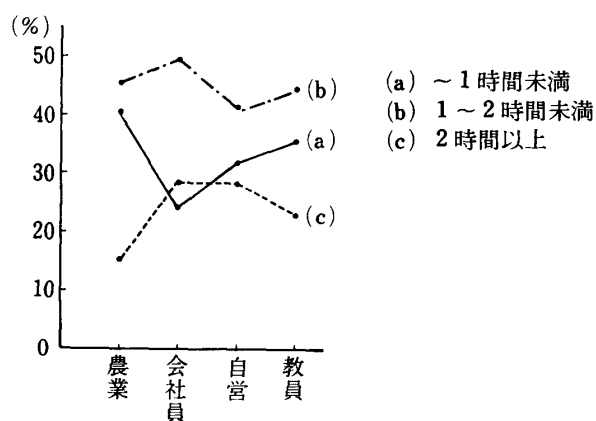
と全体の79%を占めている。ここでは2時間以上の中味を問わなかったのでその実態が掴み難いが、資料17との関連でみると住民の余暇時間は実際には5時間前後に昇っているものと考えられる。つぎに、余暇の使い方(資料18—新川町一)をみるとテレビ、ゴロ寝といった日本人の一般的タイプがここでもみられる。

そして、余暇活動としてのスポーツ活動は決して高いとは言えない。

資料16 1日に占める余暇時間(淡路島)

項目	年代		10代		20代		30代		40代		50代		定・高計
	性別		男女		男女		男女		男女		男女		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
a. ~1時間未満	7	12	0	12	19	13	32	26	50	10	32	26	27
b. 1~2時間未満	33	34	37	20	52	45	47	56	27	63	25	33	40
c. 2時間以上	66	55	63	48	28	42	21	18	23	28	44	42	36

資料17 1日の生活時間の使い方(平日)(淡路島)



とくに、ここでは消費者動向予測調査との関連でみたのであるが、スポーツ的余暇の特徴をあげれば次のとおりである。

すなわち、「参加するスポーツ」から「みるスポーツ」への移行である。趣味娯楽に占める

スポーツ見学は昭36にはわずかに6.7%であったものが昭42には20.9%になり、そして今回の新川町調査によれば62.6%となっているのである。

また、観光・スポーツに占める参加するスポーツの割合は、昭36には73.3%、昭42でも60.2%と高い比率を占めていたものが今回の新川町調査では21.7%にダウンしているのである。ただ、今回の新川町調査をもって全国的傾向と断定することは慎まなければならないが、推定の妥当性は認められるであろう。

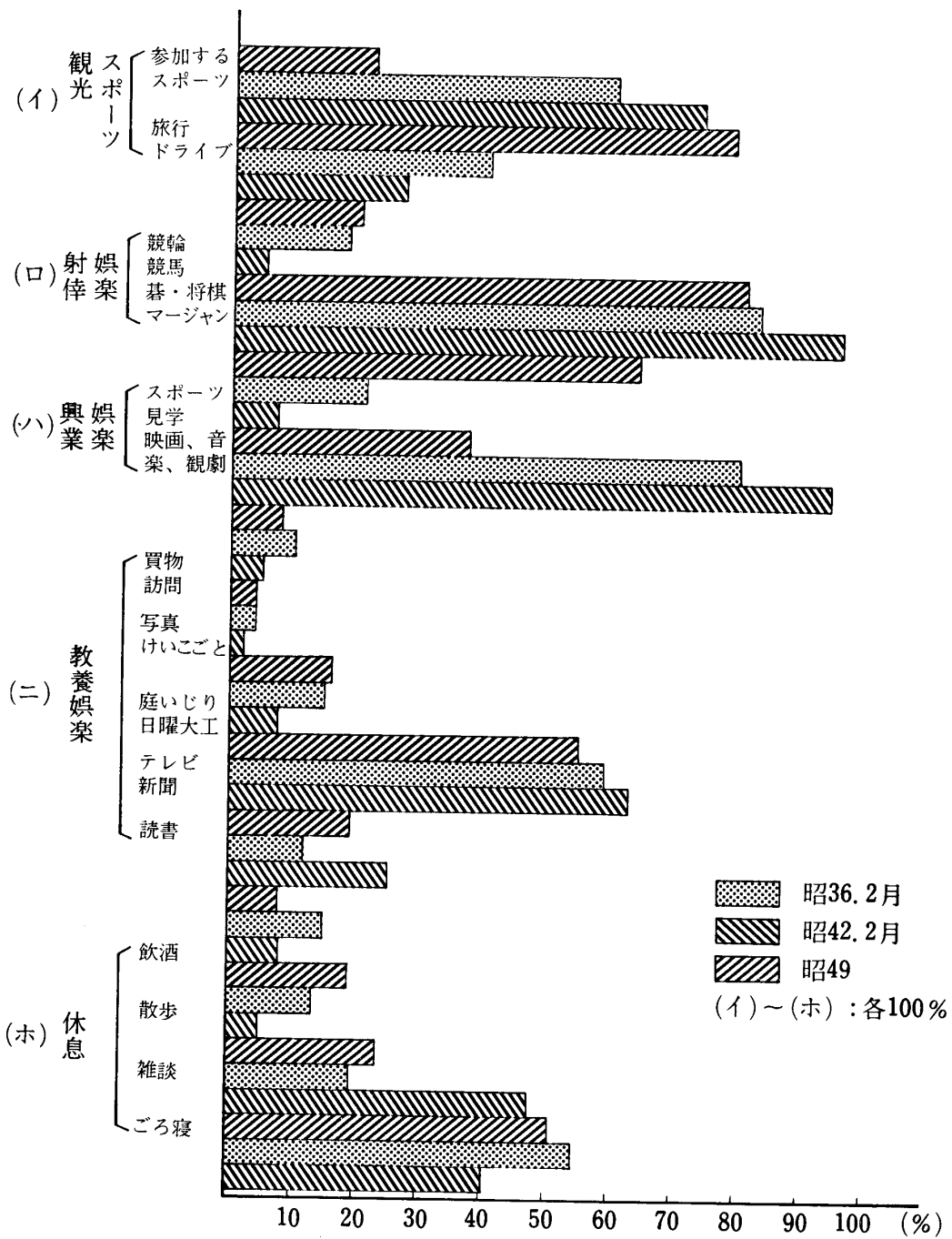
参加するスポーツからみたスポーツへの移行は、各々50%以上の逆転比率をもっているのである。それは参加することへの種々の非促進的要因と他方スポーツを活字と電波の世界で楽しむとうとする結果であると考えられる。

しかしながら、参加するスポーツから見るスポーツへの移行は、スポーツ活動の実態を必ずしも正確にとらえたものではない。

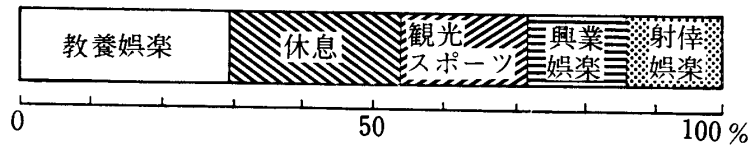
それはスポーツ・ファンの流れの変化を示すものであり、実態の変化を示すものではない。資料19から明らかな如く、スポーツへの関心は年毎に高まっているのが実態であり、市場開発研究所が行った日常の余暇の過ごし方(昭46)に占めるスポーツ活動は3割以上を示しており、レジャー意識に占めるスポーツ活動への欲求は4割以上となっているのである。(12)

われわれの調査では余暇活動に占めるスポーツの比率は1~2割(淡路島調査も例外ではない)に止まっているものの、住民のスポーツへの関心がイメージの世界に追いやられがちであり、実際に肌で感じるスポーツ体験への欲求に適切に合致していないことが伺われる。

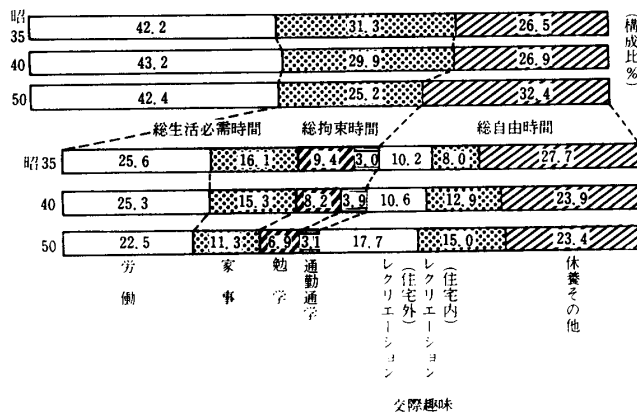
資料18 余暇の使い方 (新川町)



(ハ) 内 訳



資料19 変化する国民総生活時間の配分



資料：市場開発研究所「レクリエーション・スポーツ・マーケット」

(b) 住民サイドからみたコミュニティ・スポーツの実態

まず、実際にスポーツをした回数を見ると資料20のとおりである。1カ月以内に何かスポーツをしたものは62%に昇っており、過去12カ月では82%に達している。

しかし、この調査では10代が生徒であり定・高（定時制高校）とともに対象から外して考えた方が妥当である。

それでも若年層および居住期間の短いものを中心にスポーツへの接解度は、かなり高いと言える。

この傾向は新川町調査でも見受けられ（資料21）1年間全くスポーツをしなかったものの割合は、全体の2割に過ぎない。そして、その回数は概略は、とんど毎日10%前後、週1回程度約20%、月2～3回20%、とすることができるであろう。

また、種目別には資料22の如く、野球、ボーリング、卓球、ゴルフ、ソフト・ボール、バレー

資料20 スポーツ体験（淡路島）

(イ) 年代別

項目	年代		20代		30代		40代		50代		定・高計		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
1カ月以内にした	90	87	69	59	83	40	66	31	20	25	94	94	67
1年以内にした	100	100	100	100	100	70	72	49	48	69	94	98	81

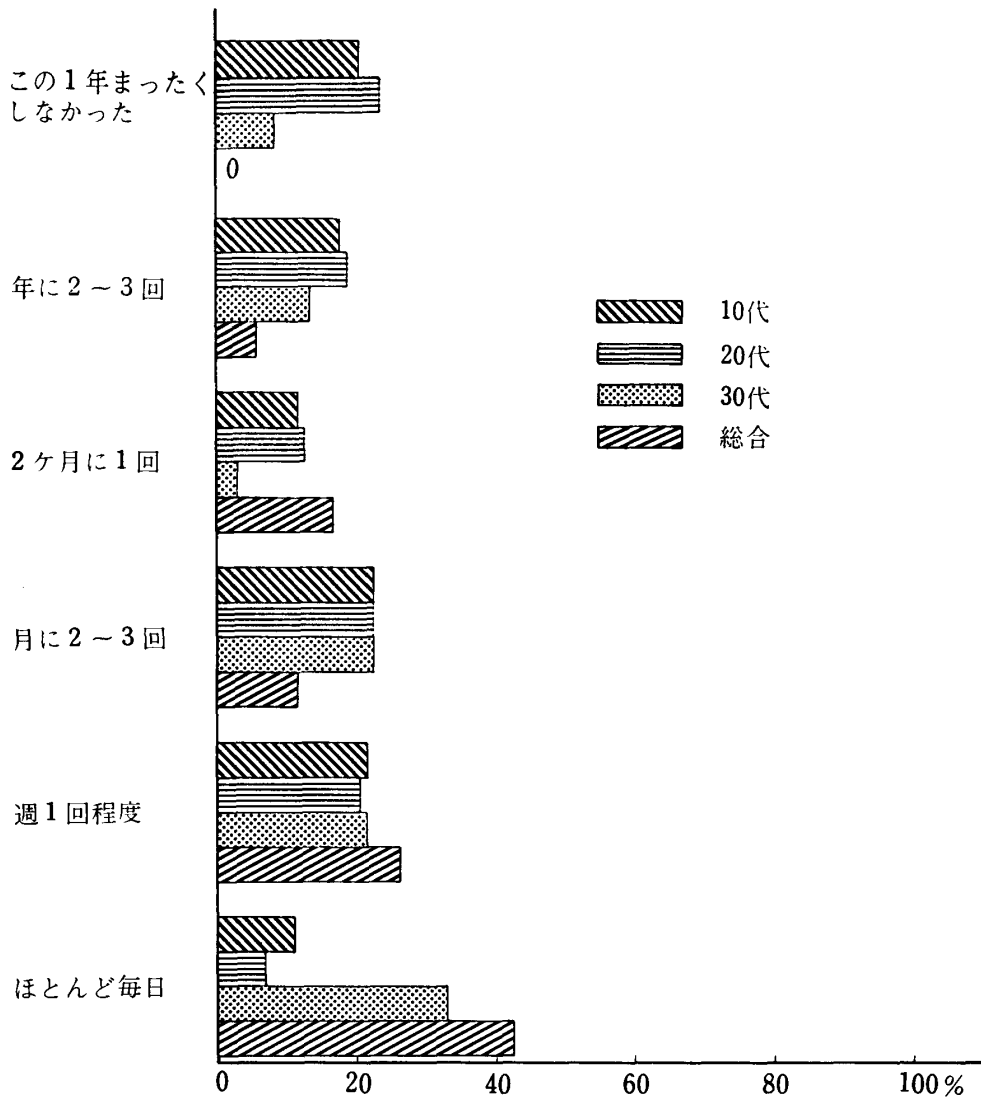
(ロ) 職業別

項目	職業別	農業	会社員	自営・その他	教員	0～9年	10年～
1カ月以内にした		53	78	63	77	71	65
1年以内にした		70	90	77	82	81	74

ーボール、水泳、テニスといった順位を示している。

また、スポーツ歴をみたものが資料23であり、1年以上何らかのかたちで継続しているものが多い。

資料21 スポーツ体験（新川町）



資料22 1年間に行ったスポーツ種目
(新川町)

種目	%
1. 野球	21.8
2. ボーリング	13.0
3. 卓球	9.5
4. ゴルフ	9.3
5. ソフト	8.5
6. バレーボール	7.3
7. 野外活動	7.0
8. 水泳	4.6
9. テニク	4.5
10. マラソン	3.0
11. バトミントン	2.7
12. スキー	2.5
13. スケート	2.1
14. キャッチボール	2.1
15. サッカー	1.9
16. 体操	1.6
17. ハイキング	0.7
18. 登山	0.7
19. つり	0.6
20. バスケットボール	0.5
21. サーキット	0.5
22. ドッチボール	0.4
23. なわとび	0.4
24. すもう	0.4
25. 剣道	0.4
26. サイクリング	0.4
27. ローラスケート	0.3
28. 弓道	0.1
29. 柔道	0.1
30. ラグビー	0.1
31. ホッケー	0.1
32. ヨット	0.1

資料23 スポーツ歴 (淡路島)

項目	年代		10代		20代		30代		40代		50代		定・高			
	性別		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
a. ~6カ月未満	8	2	0	6	3	2	1	6	1	1	1	0	4	1	8	8
b. 6カ月~1年未満	3	5	1	1	0	5	2	5	1	0	1	4	8	1	5	9
c. 1年~3年未満	30	28	31	22	37	31	22	29	23	32	27	20	27	20	27	27
d. 3年以上	60	65	58	66	66	27	57	42	65	44	67	55	56	67	55	56

つぎに、スポーツ集団への加入状況をみると約6割のものが何らかの集団に所属しており、その内訳は、学校のクラブ54%、コミュニティと職場のクラブが各々12%、スポーツ教室3%、その他9%となっている。

そして所属していない人々のうち何らかの組織を希望しているものは全体の20%である。

また、スポーツに対する嗜好度は、資料24(①淡路島)、(②新川町)のとおりである。

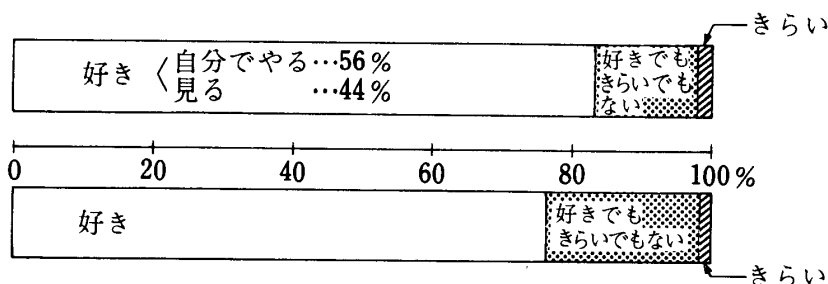
約8割のものがスポーツが好きだと答えており、積極的に嫌いだとするものは1割に満たない。

また、この傾向は「国民のスポーツに対する態度の変化」(総理府—資料25)から推測するとより明確に把握し得るであろう。これらの資料はさきの資料21とつき合わせてみると、住民のスポーツへの欲求と現実のギャップを考えさせられるに充分である。

(c) コミュニティ・スポーツ参加への住民の希望

スポーツ嗜好度がかかなり高いにもかかわらず

資料24 スポーツ嗜好度



資料25 国民のスポーツに対する態度の変化

態 度	調査年(月)	昭和32年 (4月)	昭和37年 (10月)	昭和40年 (6月)
1. スポーツが好き		35.0%	62.9%	64.9%
(1) 自分でやるのが好き			40.6	42.1
(2) 自分でやるのは好きでもきらいでもない			17.6	17.8
(3) 自分でやるのはきらい			4.7	5.0
2. スポーツは好きでもきらいでもない		65.0	28.9	25.9
3. スポーツはきらい			8.5	9.2

(総理府・スポーツに関する世論調査)

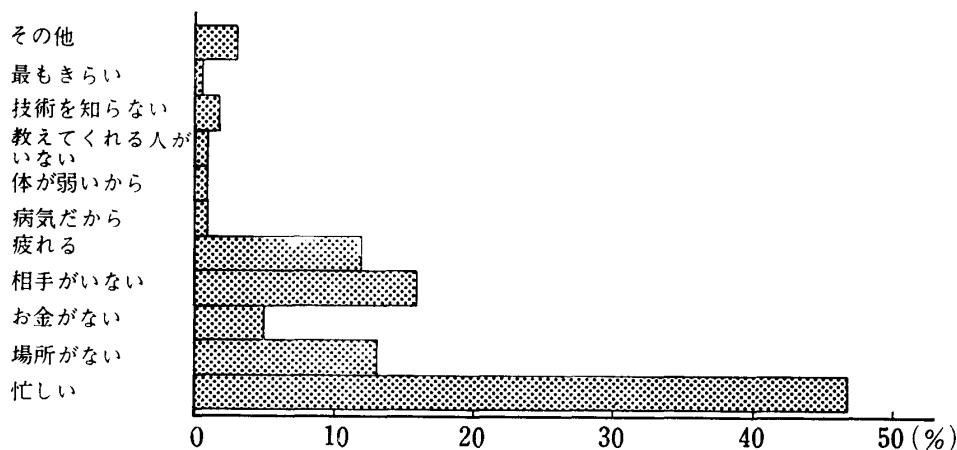
実際にそれを享受している住民が比較的少ない背景には、種々の要因が考えられる。

資料26は、スポーツをしなかった理由およびスポーツをするうえで不便を感じている点をみたものである。

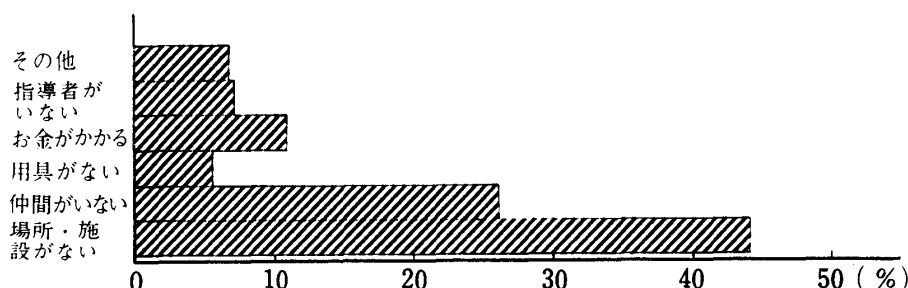
新川町調査では「忙しい」(46.3%)、「相手がいない」(15.8%)、「場所がない」(13.4%)、「疲れてやる気がしない」(11.7%)といった

理由をあげており、「忙しい」と「疲れてやる気がない」と合わせると58%を占めている。一方、淡路島調査では、「場所がない」、「お金、ヒマがない」、「相手がいない」、という順位を示している。こうした傾向は総理府広報室の実施した「スポーツに関する世論調査」(昭47)にもあらわれている。すなわち、スポーツをするうえで不便を感じる割合は「場所がない」(32%)、

資料26 ① スポーツをしなかった理由(新川町)

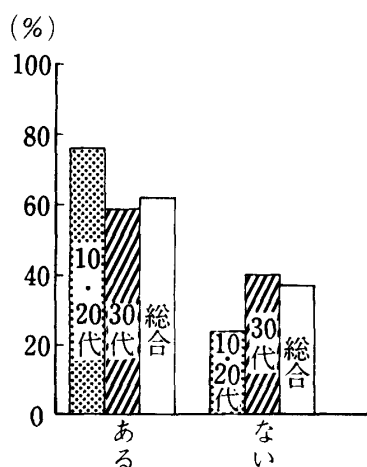


② スポーツをするうえで不便を感じている点



「お金がかかる」(11%)、「相手がいない」(6%)、「用具がない」(5%)、「指導者がいない」(2%)、などとなっており、スポーツをする能力と意志を住民サイドで確保し得たとしても、「場所」、「組織」、「指導者」の不備が指摘されるのである。また、住民のスポーツへの参加態度と参加したいと望んでいるスポーツ種目およびその割合をみたものが、資料27、28である。

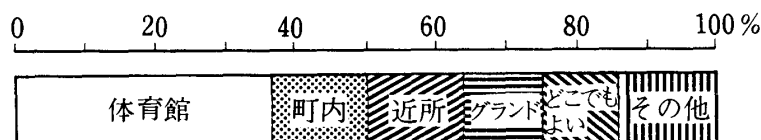
資料27 スポーツへの参加態度(新川町)



さらに、スポーツ活動の「場」に対する住民の希望をみたものが、資料29である。すなわち、公共施設(学校も含める)の充実を望む声は、実に98%に達するのである。しかしながら、現実には職場の運動施設がもっとも高く(39.3%)、ついで商業施設(29.5%)となっており、公共施設は学校のそれを含めても23.8%に過ぎないのである。これらの数字は、同時に、これらの施設を利用し得ないものにとっては路上とか、空地などを利用せざるを得ないことを意味している。スポーツをしたくとも場所がないという実感は多くの住民が感じている事実であり、これらの施設整備にたいする社会資本の貧弱さがそれを裏打ちしているのである。

すなわち、学校体育にたいする施設整備は

資料29 スポーツ施設に関する希望(新川町)



72.5%に達するものの現状では学校のカラに閉じこもりがちで一般開放に程遠いという意味で住民の期待に応え得ず、他方、住民用の公共施設は6.9%に過ぎないのが現実である。

資料28 参加したいスポーツ種目(新川町)

種目	%
1. ゴルフ	18.1
2. 野球	13.6
3. 卓球	10.3
4. テニス	10.3
5. バレーボール	5.8
6. スキー	5.8
7. サッカー	5.8
8. ボーリング	4.5
9. ソフト	3.3
10. マラソン	2.1
11. 陸上競技	2.1
12. 柔道	2.1
13. 水泳	2.1
14. 剣道	2.1
15. サークット	1.6
16. 登山	1.2
17. スケート	1.2
18. バスケット・ボール	0.8
19. 空手	0.8
20. ハイキング	0.4
21. 親子スポーツ	0.4
22. 器械体操	0.4
23. すもう	0.4
24. ボート	0.4
25. アーチェリー	0.4
26. ラグビー	0.4
27. 少林寺拳法	0.4
28. スキンダイビング	0.4
29. ボクシング	0.4
30. ボディビル	0.4
31. 水上スキー	0.4
32. 乗馬	0.4
33. 何でもよい	0.4
34.	

以上みてきた如く、コミュニティ住民のスポーツ参加への実現の成否は、住民側の意欲と能力が前提条件となることは言を俟たない。経済の高度成長による余暇と所得の増大と反省は、この前提条件を満たしつつあると言えよう。より重要なのは住民の期待にそうべくスポーツの場、組織、および指導者を整備、確保することにある。

この際、もっとも重要なことは発想の転換である。それは「物」に対応した経済論理優先の生活態度から「人間」に対応した生活論理優先への転換に根ざしたものでなければならない。物から人間へという社会の転換過程のなかでコミュニティ・スポーツの展開は、その容れ物としての「場」と中味としての「組織」の二点において発想の転換が迫られているのである。

3 コミュニティ・スポーツの創造

(1) コミュニティ・スポーツのとらえ方

身体運動を通じて楽しみ且つ心身の向上に役立つものとしての運動文化は、従来後者の心身の向上にウエイトが置かれた感が強かった。それはわが国に運動文化が導入された経路が主として大学を通じてのものであり、学校体育を中心に発展してきたことと、日本型コミュニケーションの特徴である上から下へのコミュニケーション・チャンネルを土壌とするわが国の社会的風土に根ざすものと考えられる。そして、わが国におけるコミュニティの運動文化は心身の向上に役立つものとして(教育の一環として)の体育(**physical education or one of educational methods**)としての色彩を濃くしながら社会体育の名称のもとにすすめられたと言える。それ故、コミュニティ住民に対しては一段と高いところから「こういう目的のためにこういうものを用意した。参加したまえ。そうすればこういう利益がある。」といった姿勢が強い。こうした行政側の姿勢は、自発的意志による余暇活動としてのコミュニティ・スポーツ参加を住民に促がす真のモチベーションになり得な

いのは当然である。それは住民個人にしてみれば、会社でも学校でも1日に占めるフォーマルな時間帯の多くが上から下へのコミュニケーション・チャンネルで統括されており、自己の意志が多分に制約されており、管理の重圧をひしひしと感じているからである。せめて自分の意志で使い得る時間位管理の重圧から逃れ、自己を取り戻したいと考えるのは当然である。

それ故、コミュニティ・スポーツに対する基本的理念の転換が必要である。スポーツは本来遊びにその起源を有し目的に縛られるものではなく、楽しむことが第一条件である。楽しみof 要素を除外した身体運動は、広い意味で労働でしかない。身体運動を通じて楽しむことが、運動文化の第一条件なのである。この理念の確立こそが、コミュニティ・スポーツを成功させコミュニティ形成を促がし真の個我の確立を左右するキとなる。しかしながら、単なる遊びは退屈の魔手から逃れることを許されない。ただし、退屈こそ最大の敵(ゲート)なのである。それは行動が常に哲学に支えられたものである、ことを示唆する。遊びが単なる遊びではなく一定の目標獲得への一里塚であることが要請される所以である。その獲得に当って、発想の転換というのは目的を意識するのではなく、ふと気づいてみると目的を手に入れていた姿勢が肝要となるのである。それはちょうどなだらかな山の麓で楽しく遊んでいるうちに日も暮れかかり、ふと気がついてみると頂上近くに達していたのと似ている。

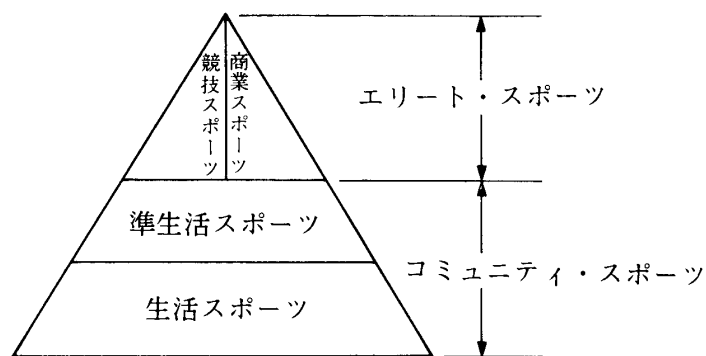
急峻な登山道路を登る者のみが登山の喜びを味わうのではなく、多くの人々にとって麓で遊んでいるうちにいつの間にか登山の喜びが感じられるといったコミュニティ・スポーツを実現するに当って具体的に発想の転換を求められるのは、次の二つの側面である。一つは、従来の点(体育館)と線(道路)によるコミュニティ・スポーツの「場」の確保という姿勢から、「歩いて出かけて行ってスポーツを楽しみ、歩いて帰ることのできる距離」に面としての「場」を確保することへの転換である。二つは、従来の

上から下へのコミュニケーション・チャンネル方式に基づく「組織」・「運営」から住民サイドに立つコミュニティ・スポーツの「組織」・「運営」の確立である。これら二つの側面についての具体的構想が、コミュニティ・スポーツ展開の構図でなければならない。

それは生活の中にスポーツを位置づけることであり、生活を目指指向的循環過程としてとらえることに根ざしている。TVをみたり、談笑したりといった日常性余暇の一環にスポーツが組み込まれてこそ生活の中の〈生活スポーツ〉といえるのである。

また、スポーツは〈自己および共同の力と技を体得し、もって他の個人および他の集団に優れていることを証明〉しようとするものである。この過程で〈具体的活動による心身の向上〉が楽しみを追求する結果として得られることが期待されていることは既述のとおりである。しかしながら、実際には技術的、社会的多様性から4つのカテゴリーに分けて考えることが可能であろう（図1参照）。

図1 コミュニティ・スポーツのとらえ方



すなわち、競技スポーツは技術を、商業スポーツは時間的・経済的余裕が前提条件であり、ともにエリート・スポーツである。とくに、商業スポーツは利潤の対象としてスポーツをとらえるところに特徴があり、さいきんでは会員権など投資の対象としてスポーツが位置づけられる傾向さえ伺われる。図示した準生活スポーツは、従来いわれている大衆スポーツであり、コミュニティ・スポーツの大半がこれに属する。これを準生活スポーツ (semi-life sport) と名

づけこれをもってコミュニティ・スポーツの総べてとしない理由は、住居が運動施設から比較的離れており通常乗物に頼らなければならない（点と線を意味し、通常、点としての運動施設は一点豪華主義であり、線としての道路・乗物の不備がその特徴である）という意味を含んでいる。

コミュニティ・スポーツを真に日常性余暇の一環としてとらえ生活スポーツとして位置づけるためには、歩いて出かけて行ってスポーツを楽しむ歩いて帰ることのできる距離に「場」を確保する（面）ことが前提条件なのである。しかし、現実には生活スポーツの領域が欠落しているにもかかわらず、準生活スポーツの領域を整備することによってコミュニティ・スポーツを任じる傾向が指摘される。加えて、現実にはエリート・スポーツ指向が強くコミュニティ住民にとってスポーツを見る側に追いやられ活字と電波のなかにスポーツを閉じ込める傾向さえなしとしない。肝要なのは日常活動の一つとしてスポーツを誰もが楽しむことの可能性の追求であり、ときたま力むことでも受身の側に終止することでもないのである。しかしながら、コミュニティ・スポーツの確立にとって準生活スポーツが重視されなければならないことは言を俟たないことであり、両者相俟って充実を計ることが肝要である。

（2）点から面への「場」の確保

技術的・経済的エリートで構成されるエリート・スポーツは、競技スポーツおよび商業スポーツともに先鋭化・拡大化を続けている。しかしながら、多くのコミュニティ住民にとって生活の一部としてそうした場を利用することは許されない。

経済の高度発展による余暇と所得の増大は、人類未踏の余暇社会の出現を約束するかにみえる。そうした中においてコミュニティ・スポーツを成立させる前提条件は、住民のスポーツへの欲求であり、その場を確保することでなけれ

ばならない。コミュニティ・スポーツの〈場〉の確保という場合、主として三つの領域をあげることが可能である。一つは従業員のための企業サイドの施設であり、二つは住民を対象にした行政サイドの施設であり、そして、三つは小・中・高を中心とする既存運動施設である。しかしながら、第一の施設について言えば、その多くはコミュニティ住民に解放されていないのみならず、一部のエリート（スポーツの）従業員のものであり、第二の施設について言えば、その多くは一点豪華主義のもとにこれまた一部のエリート住民のものであり、第三の施設について言えば必要性にもかかわらずあまり手がつけられていないのが現状である。そして、第一と第二の施設が準生活スポーツの場を構成しており、第三の施設が生活スポーツの場を構成する。

(a) 準生活スポーツの施設

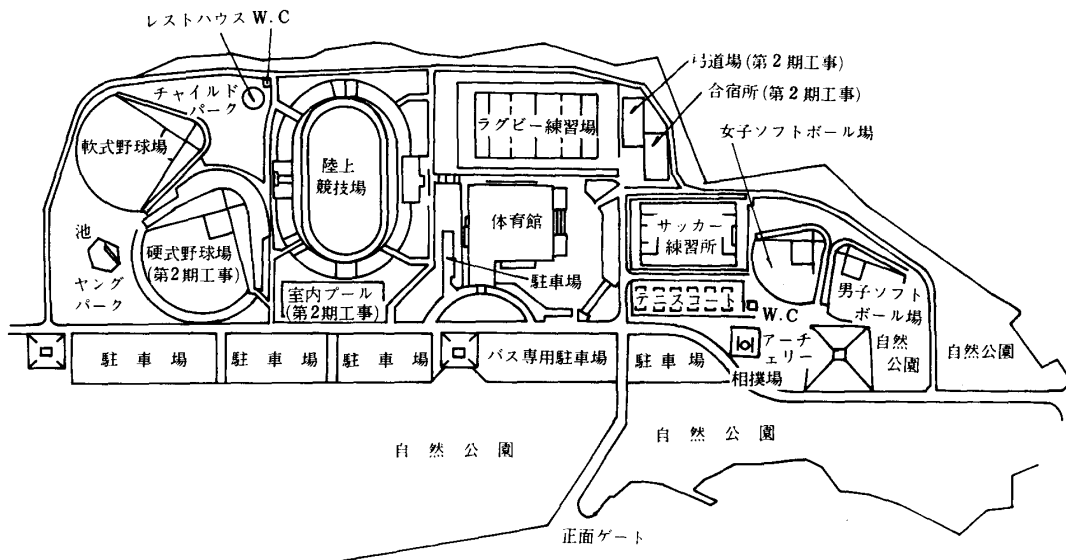
現状で住民が利用し得る最大のものであり、行政サイドから言えば、体育課・社会体育課などの管轄下であり、公営の体育館・公園などの運動施設が充当する。また、企業サイドから言えば厚生課などの管轄下であり、企業の体育館をはじめとする運動施設が充当する。

この領域での問題点が施設の絶対的不足にあることは、既述のとおりである。すなわち、現状の準生活スポーツの施設では、生活に溶け込んだスポーツへの欲求に応え得べくもないのである。と同時に、加えて行政・企業レベルでの〈…のための〉上からのスポーツ施策は、難しい側面を有しているのである。それはその運営とともに施設そのものにもある。というのは、現在の準生活スポーツの施設は概して大会用・競技用形式のものであり、住民が気軽に楽しむ施設とは、その設計において違うのである。資料30は、ある企業のスポーツ施設の平面図である。確かに運動施設としては驚嘆すべきものであるが、その豪華さは一般従業員の日常性余暇としての利用を拒む顔をのぞかせてはいないであろうか。

その理由の第一は、一般従業員が利用したくても収容人数に限度があり（生活への非密着化）、結果的にネーム・バリュー(name value)を求める競技スポーツ用とならざるを得ない。第二の理由は、足の問題である。貧弱な道路事情により施設に行きつく前に交通渋滞にネをあげざるを得ないことである。

豪華さを追求し結果的に一部の人々にしか利

資料30 某企業のスポーツ施設配置図



用できないといった嘆きは、行政サイドの場合にもそのまま当てはまる。それは顔をひきつけるものとしての一点豪華主義にあり、その意味で準生活スポーツの場を構成する企業および行政レベルの運動施設は、＜点と線＞の役割に限定されるのである。この限定性を打破し新しい「場」を確保することこそ、発想の転換でなければならない。

(b) 生活スポーツの施設

活字と電波を媒体とする観念の世界から、実体の世界でのスポーツ・ニードを達成させる場の確保にとって、いま、何ができるか、が問われなければならない。住民ひとりひとりが望むならば、歩いて出かけて行ってスポーツを楽しむ歩いて帰ることができる距離に運動施設を確保する。このことが、いま、叫ばれなければならないのである。

それは準生活スポーツを構成する企業、行政レベルの一点豪華主義としての＜点と線＞から、コミュニティ全域をカバーするものとしてのスポーツ施設の確保でなければならない。具体的にはコミュニティ内の小、中、高などの運動施設の活用であり、(これの密度を高めるものとしての幼稚園(11,564), 児童公園(9,633), 公園(1,014), 老人福祉センター(523) <いず

れも昭47)の文部省、建設省、厚生省の統計から>), 企業レベルの運動施設, および道路・空地の利用である。

④ 学校運動施設の開放

コミュニティ住民のひとりひとりが、歩いて出かけて行ってスポーツを楽しむ歩いて帰ることができる距離にスポーツの場を確保し得る最大のものとして、小、中学校の運動施設があげられる。児童・生徒は、日々それを証明しているのである。しかしながら、現状はスポーツ施設の大半を学校が占めているにもかかわらず、その一般市民への開放は充分とは言えないのである。

文部省の「社会体育実態調査」(昭45)によれば、公私立を含むわが国の小、中、高校(31,911校)の運動施設の開放状況は、資料31のとおりである。すなわち、昼間に運動施設を開放している学校は72.3%, 夜間のそれは29.3%である。このうち、昼間における私立の開放率は非常に少なく(29%), 高校も高いとは言えない(公立55.7%, 私立33.3%)。また、夜間にいたっては全体の7割までが開放せず、なかでも私立は90.8%までが開放に依っていないのである。しかしながら、昼間の開放率が72.3%と高く、夜間でもその3割が何らかのかたちで学校

資料31 学校運動施設の開放状況

項目	学校種別 学校数	合計	公私別合計		① 小学校		② 中学校		③ 高等学校			
			公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立		
			31,911	30,546	1,365	19,307	141	8,498	329	2,741	895	
学校開放について	① 昼間の開放	1. 開放していない	27.3	25.4	71.0	22.7	68.1	25.3	84.2	44.3	66.6	
		2. 開放している	31.9	32.8	12.3	31.4	4.3	36.5	7.0	31.7	15.5	
	② 夜間の開放	2. 開放している	⑦ 全体育施設	65.0	67.0	18.6	72.9	9.9	61.7	7.3	41.9	24.1
			⑧ 屋内運動場(体育館)	30.8	31.7	10.6	30.3	2.1	36.7	4.0	26.5	14.3
			⑨ プール	8.0	8.2	3.2	9.2	7.8	7.3	2.1	4.1	2.9
	② 夜間の開放	1. 開放していない	⑦ 全体育施設	70.3	69.3	90.8	70.7	76.6	61.8	85.1	83.4	95.1
			⑧ 屋内運動場(体育館)	11.5	12.0	1.5	12.3	0	12.8	1.8	7.2	1.6
			⑨ プール	14.8	15.1	2.1	16.8	0.7	14.1	1.2	6.9	2.7
			⑦ 全体育施設	27.8	28.9	5.5	27.4	0.7	36.5	1.5	15.6	7.7
			⑨ プール	0.2	0.9	0.2	0.9	0	1.2	0	0.4	0.2

資料：文部省「社会体育実態調査」(昭45)

通産省「余暇総覧」P.1204.

の運動施設を開放しているということは、一見学校のコミュニティ住民への開放が順調であるかの感を与える。にもかかわらず、多くのコミュニティ住民にとってスポーツが依然として見るものであり、参加には程遠いものだとの実感を払えないのは、学校運動施設の開放の内容にあると言える。

そこで学校運動施設の開放の内容をみると、昼間では屋外運動場(65.0%)、全体育施設(31.9%)、体育館(30.8%)、プール(8.0%)となっ

ており、夜間では体育館(27.8%)、屋外運動場(4.8%)、全体育施設(11.5%)、プール(0.2%)となっている。また、開放日についてみると資料32の如くであり、1週間に4日以上(24.2%)、1週間に2~3日(19.5%)、1週間に1日以下(74.4%)となっており、1週間に何回か確実に開放しているのは少ない。その大半は1週間に1日以下であり、実際には年何回かのスポーツ行事に限られているのが現状である。

資料32 学校運動施設の開放日

項目	学校種別 学校数	合計		①小学校		②中学校		③高等学校		
		公私別合計		公立	私立	公立	私立	公立	私立	
		公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	
		31,911	30,546	1,365	19,307	141	8,498	329	2,741	895
(2)開放日一	1.ほとんど毎日(1週間に4日以上)	24.2	24.9	8.3	28.3	7.1	21.3	4.3	12.2	9.9
	2.ときどき(1週間に2~3日)	19.5	20.2	3.4	20.9	2.1	22.6	1.5	8.0	4.3
	3.ときたま(1週間に1日以下)	74.3	49.5	19.9	49.5	5.7	49.6	8.8	49.7	26.3

資料：資料31に同じ。

また、学校運動施設の開放の対象について見たものが、資料33である。対象を「ひろく一般」としている割合は全体で79.2%に昇ってはいるが、「ひろく一般」が実際には一部のスポーツ・エリート住民に限定されているのである。それは開放の手続きが必要であり(資料33)、その煩雑な申し込み手続き(資料34)の結果、「ひろく一般」住民にとって縁の薄い存在にしまっている点に求められる。

NHKの生活時間によれば、1日に占める余暇時間は主として午後6~9時の間であり、この時間帯に日常性余暇の一つとしてのスポーツ

を行い得る条件は、体育館(27.8%)、その他屋外運動施設(30%弱)である。

わが国における運動施設の絶対的不備不足を前提に、且つ高まりゆく住民のスポーツ・ニードを実現させていく具体的方策を、いま考えるとき、これら学校施設の一般開放が叫ばなければならないのである。学校運動施設をコミュニティ住民が生活の一部として活用し得ることが可能になって、はじめて準生活スポーツの場が活かされてくるのである。それは学校運動施設がコミュニティ・スポーツの基本的場を形成し、準生活スポーツの場がこれを止揚し研修・

資料33 学校運動施設の開放手続

項目	学校種別 学校数	合計		①小学校		②中学校		③高等学校		
		公私別合計		公立	私立	公立	私立	公立	私立	
		公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	
		31,911	30,546	1,365	19,307	141	8,498	329	2,741	895
(4)開放の手続き	1.自由開放	8.1	8.3	3.1	10.6	4.3	4.7	2.1	3.9	3.2
	2.手続きを必要とする	83.7	86.1	28.3	87.9	9.2	88.5	13.4	66.7	37.5

資料：資料31に同じ。

資料34 学校運動施設の申し込み手続き

項目	学校種別 学校数	合計		①小学校		②中学校		③高等学校		
		合計	公私別合計		公立	私立	公立	私立	公立	私立
			公立	私立						
		31,911	30,546	1,365	19,307	141	8,498	329	2,741	895
(5)申し込みの手続き	1. 直接学校へ申しこむ	44.8	66.2	28.9	67.3	11.4	64.4	13.1	64.0	37.5
	2. 市区町村教委へ申しこむ	23.6	24.6	1.1	26.7	4.3	26.6	1.5	3.0	0.5
	3. 学校開放運営委員会などへ申しこむ	7.1	1.2	0.6	1.2	1.4	1.2	0.3	1.0	0.6
	4. その他	2.6	2.7	0.8	3.1	0.7	2.2	0.3	1.1	1.0

資料：資料31に同じ。

大会などに供されるという発想に基づいている。

学校運動施設がコミュニティ・スポーツの場として位置づけられる最大の根拠は、歩いて出かけて行ってスポーツを楽しむ歩いて帰ることのできる距離 (walking distance) に学校が散在していることにある。

児童・生徒は日々これを立証しているのであり、こうした walking distance にスポーツの場を確保することこそ、コミュニティ・スポーツの前提でなければならない。

㊦ 企業の運動施設の開放

コミュニティ内の企業は、多かれ少なかれ従業員のための運動施設を有している。中小企業に限って規模別運動施設の設置率をみたものが資料35であるが、規模が大きくなるにつれて設置率は高くなっており、運動施設を設えない大企業は探すことが不可能なのが現状である。また、この調査から15年を経た今日その設置率も飛躍的に高くなっていることが推測されるのである。

コミュニティ内の企業と住民の関係は、徐々に親密化の方向にあると言えるだろう。それは近年企業の社会的責任が問われ、且つ企業側に

資料35 中小企業における規模別運動施設設置率

施設規模	施設					
	平均	4人以下	5~14	15~29	30~99	100~299
体育施設	22.5	~	2.9	10.2	31.2	58.3

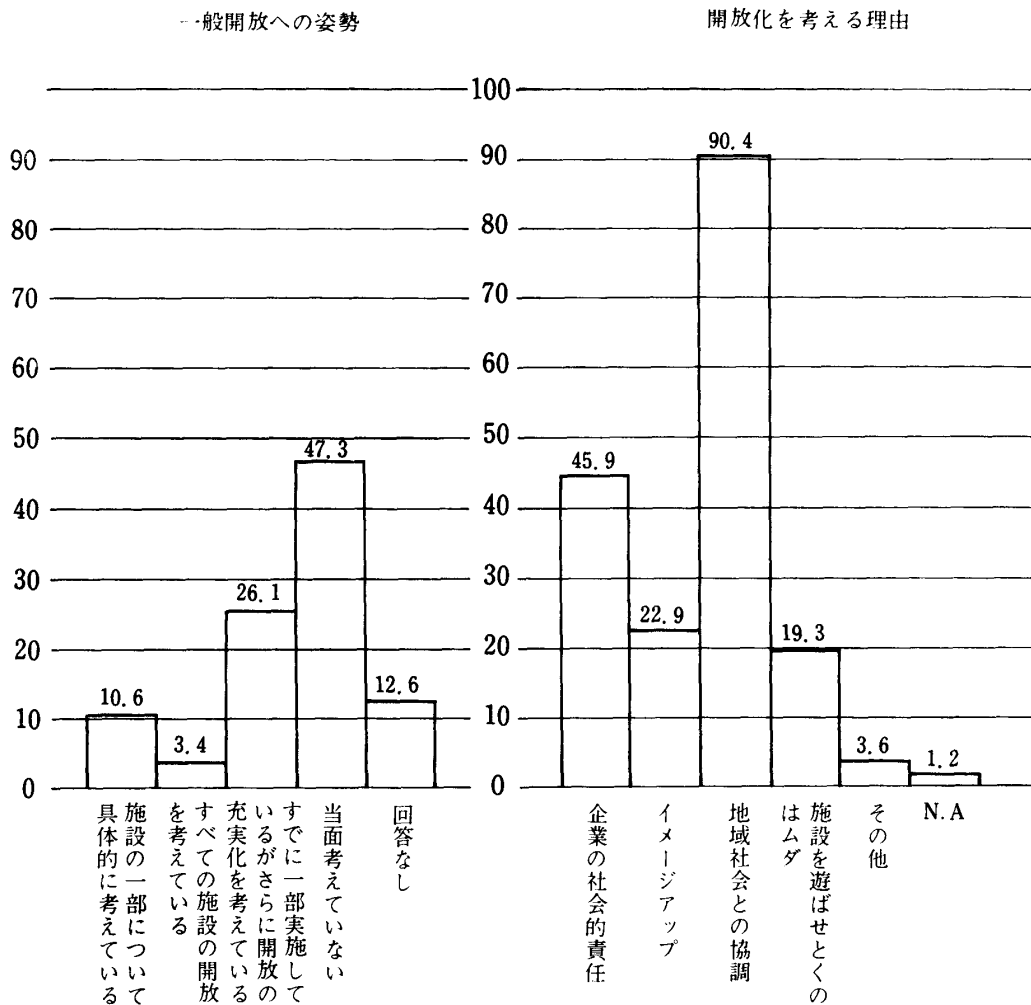
資料：東京都労働局「中小企業の労使関係」1962

とってみればイメージアップが自らの存続にすら係わる一要素を成すに至ったからである。それ故、企業側の立場からコミュニティ住民との親和関係を創造、維持するべく諸種の働きかけがなされ、他方、住民側からも積極的に働きかけ企業の諸施設の開放を求める気運がみられるのである。少なくとも、こんにち、企業活動にとって障害を来さない限り諸施設を住民からシャット・アウトする姿勢は、従来ほど正当性を有しないのである。

こうした企業とコミュニティ住民との関係の変化には、コミュニティ・スポーツをすすめる際にも考慮すべき要素を含んでいることは疑い得ない。資料36は、企業の運動施設の一般開放に関して余暇開発センターが行った調査結果をみたものである。一般開放への姿勢についてみると約半数が積極的であることがわかる。現状では26%の企業が自己の運動施設を一般に開放しているのみであるが、開放化を考える理由のうち「地域社会との協調」を企業が真剣に考えており、それが「企業の社会的責任」であるとすると、将来の展望が単なる期待ではないことを示唆しているのである。

㊦ 道路・空地の利用 竹之下等の調査によれば、⁽¹³⁾ 道路・空地でスポーツ等を行う割合は28.7%を占めている。道路・空地は従来の経済論理優先の社会では、人間を拒む姿勢を強くみせたものであるが、生活論理優先の社会を迎えた現在では人間のための要素を取り戻しつつある。とくに道路に限って言えば、物を運ぶ、

資料36 企業の運動施設の一般解放



(資料: 49年3月余暇開発センター)
資料: 資料31に同じ

(資料: 49年3月余暇開発センター)

若しくは人間が運ばれるものとしての存在から脱却する気運にある。それは歩行者天国とかクルマ遮断強化などにみられる（かと言ってクルマを一時とめて人間が道路の真ん中を歩いたとしても、それは人間性回復を意味するものではないが。）物質の移動と受動的移動に甘んじる人間の存在から、真に人間が自己を取り戻し個我の確立を図るための道路・空地の利用は、そこで真に自己に対する姿勢が前提条件となる。スポーツはこの課題に応え得る一つの領域を構成する。

しかしながら道路・（空地）の現状は交通渋滞、排気ガス、騒音、交通事故といった各種の交通公害下にある。こうした障害を取り除く一

つの方法は、車道と歩道の完全分離（ラドバーン住宅地計画）、車道と歩道の立体的分離（ベルリン計画）、動く歩道（交通分離計画——ロンドン）といった諸計画にみられるように車道と歩道を分離する方法が考えられる。これらの手法の一部は、わが国においても既に実施に移されているが、とくにわが国の如き狭い住宅区域に多くの方が生活するような所では、（とくに団地）住宅区域の周辺にモーター・プールをつくり車を住宅区域から排除することなどが考えられるであろう。

いずれにせよ、道路は人間のためのものであり、古くはみちを求めるためのものであった。少なくとも産業道路から生活道路への切り換え

が住民の意識として芽生えつつある現在、これらオープン・スペースを道路の機能を失わない範囲で活用することが、諸施設の絶対的不足をカバーする意味でも必要なのである。とくに、都市における道路の占める割合が15～20%という状況を考えるとき、その一部が空地とともにスポーツに供され得る期待は大きいと言わなければならないであろう。

(3) 参加による組織・運営

点から面への場の確保を、以上の如く、策定し得たとしても問題は組織・運営面にある。生活スポーツの組織化と運営について最大の課題は、従来の「……のための」上から下へのコミュニケーションから、住民ひとりひとりの意志を尊重した下から上へのコミュニケーション・チャンネルが確保し得るか否かという問題である。それ故、ここでの課題は住民の欲求をみつめ、相談相手およびその実現への手助けとして組織・運営がなされなければならないということである。

端的にはコミュニティ・スポーツの主体は誰か、という問題に係わっている。住民が自己の余暇を主体的に活用する一つ的手段としてコミュニティ・スポーツが位置づけられるとき、その主体は言うまでもなく住民である。しかしながら、現実には、国の体育・スポーツ施策の実行の先兵として行政主導型のスポーツ施策の色彩が強い。こうした行政指導型から脱却し、行政は管理の性格を強めないでせいぜい住民のスポーツ・ニードの達成に留意し、具体的な組織・運営は住民が主体となることが肝要なのである。

住民主導型のコミュニティ・スポーツは、その基本理念を真の個我の確立に求めると同時に真の地域共同体という場合、それは町村合併(昭28以降)による新しい行政体としての広域市町村(平均9市町村をまとめたものであり、全国で329が決められている)を指すものではなく、旧来の町村或いは部落を意味している。それ

故、コミュニティという用語は、ほぼ小学校区を基本に描いてよいであろう。そして、「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人及び家庭の構成主体として、地域性と各種共通目標をもった、開放的でしかも構成員相互に信頼性のある集団」(国民生活審議会コミュニティ問題小委員会報告、昭44)の一つとしてコミュニティ・スポーツが位置づけられるのである。それは真のローカルティ(地域性)のうえに真に個我の確立が約束される。という基本理念に負っているのである。

こうした基本理念にたって現状のコミュニティ・スポーツの組織・運営面をみると、種々の問題点が指摘される。端的には、既述の如く、国の体育・スポーツ施策の実行の先兵として官制のスポーツが重視され、且つ上から下へのコミュニケーションのもとに組織・運営がなされてきた点に求められる。その結果、多くのスポーツの組織化が日本体育協会のもとにすすめられ、住民にとって本当に楽しめるスポーツを縁遠いものに行っていると言えるだろう。しかしながら、社会の変化は住民ひとりひとりの内なる自己実現の意欲に点火させる要素を濃くしており、その結果最近とみに体協に加盟しないスポーツの組織化が進行しつつある。前者が競技会を意識しスポーツの技術的側面にその主たるモチベーションが認められるのに対し、後者のそれはスポーツの人間的側面を重視するところに特徴が認められる。われわれは住民ひとりひとりのスポーツ・ニードに対応したコミュニティ・スポーツの組織・運営を重視するものである。

他方、現状のコミュニティ・スポーツの抱えている問題点の一つは、指導者のそれである。指導者の絶対的不足については既述の如くであり、行政サイドでの指導員の不足もさることながら、国民のボランティアとしての指導員もきわめて少ないのである。資料37は、民間団体による指導者養成状況をみたものである。

資料37 民間団体における指導者養成

(資格基準のかなり明確なもの)

(2) 社会体育における民間団体の指導者養成

民間団体における指導者養成 (資格基準のかなり明確なもの)

ア 日本体育協会の指導者養成

① トレーナー	1級	1,396人	—計 4,360人
	2級	2,964人	

② スポーツ指導員

毎年都道府県約200人 計 9,200人

イ 日本レクリエーション協会の指導者養成

① 上級指導者	48人	—1,506人
② 指導者	1,458人	

ウ 日本体育施設協会の指導者養成

① 水泳指導管理士	254人	—計 1,294人
② ウエートサーキット指導士	569人	
③ 体育施設整備士	(屋内 237人) (屋外 234人)	

エ 日本サイクリング協会の指導者養成

① 講師指導者	280人	—計 2,760人
② 普及指導者	640人	
③ リーダー	1級 160人 2級 2,600人	

オ フォークダンス連盟の指導者養成

1級 (全国的な指導者)	110人	—計 2,000人
2級 (ブロックごとの指導者)	130人	
3級 (都道府県の指導者)	500人	
4級 (市町村における指導者)	1,260人	

カ 全日本スキー連盟の指導者検定

① 指導者	2,891人	—計 9,297人
② 準指導者	4,406人	

キ 日本水泳連盟の指導者養成

① 1種指導者 (水泳の指導管理ができる者)	2,250人	—計 4,250人
② 2種指導者 (初心者指導ができる者)	2,000人	

資料：文部省体育局スポーツ課調べ，昭和46年，関係団体からの資料提出によるもの。

以上の点から，コミュニティ・スポーツの組織・運営は，如何に考えられるであろうか。

具体的には，学校区を最少単位とする「コミュニティ・スポーツ協議会」といった場で組織・運営がなされることが考えられてはどうであろうか。そして，「コミュニティ・スポーツ協議会」はあくまでもコミュニティ・スポーツの主体である住民が（教育委員会等との密接な連携のもとに）イニシアティブを握ったかたちで，

組織・運営を計り自治体に援助を求めたり，独自の施設づくり，相互のコミュニケーションの確保，器具の貸出し，管理，各種スポーツの練習・試合，指導員の養成，派遣などを行い，一方，行政は財政的援助，信用保証，許可などを与えるといった機能として位置づけられる。そして，全国的規模の「全国コミュニティ・スポーツ協議会」といった上部団体の設置が考えられる。

これらの点を学校開放を中心にみれば、およそ次の如く考えられる。いわゆるコミュニティに対して開かれた学校への意欲は、各地でその萌芽をみることができる。なかでも東京・足立区（夜間9時まで開放）、同・世田谷区（健康センター）、神奈川県（朝5時から開放一高校）など意欲的である。しかしながら、全国的にみれば既述の如くその実態は必ずしもコミュニティ住民の欲求を満たし得るものとは言えないのである。その最大の隘路は、開放時の管理と運営に関する責任体制にある。すなわち、器物の破損、事故、盗難、火災などに対する責任を学校長が負わされているのである。こうした責任体制のもとでは、積極的に学校をコミュニティ住民に開放することを期待するのは無理であろう。

ここに発想の転換が要求される。それは二つの側面においてなされなければならない。一つは、開放時の責任を現行の学校長から「コミュニティ・スポーツ協議会」に移すことである。

二つは、開放時における管理員、指導員を配置することである。後者のメンバーが「コミュニティ・スポーツ協議会」に所属していることは、言うまでもない。

具体的に、「コミュニティ・スポーツ協議会」の組織・運営をみれば、およそ次の如く考えられる。まず、そのリーダー集団としてのメンバーの構成は、①住民代表、②学生・生徒、③体育指導員が主となる。

① 住民代表

コミュニティ内でのスポーツ愛好家と有識者。主として前者は企画（計画・立案、連絡調整など）指導（実技）の機能を果し、後者は啓蒙（講義・助言）の機能を果す。

② 学生・生徒

高校・大学生が主体であり、主として企画・指導に当る。

③ 体育指導員

現状ではその絶対的不足があげられるが、公的に確保することを前提に指導、企画、相談、個別診断等の役割を負う。

これら三者による「コミュニティ・スポーツ協議会」は行政との緊密な関係のもとに運営されることが肝要であるが、あくまでも行政は援助者として（住民本位行政）位置づけられなければならない。それは上から下へのコミュニケーション・チャンネルから下から上へのそれを意味し、真にコミュニティに開かれた学校として開放されるか否かを決定する最大の要素である。

そして、実際の運営にあたって留意されなければならない点は、①自主性の尊重、②活動の多様化、③計画性、合理性、④日常性の重視、⑤創造性などであり最大の留意点はコミュニティ・スポーツをすすめていく過程で、相互の人間的感情が確保されることでなければならない。

そして、リーダーの量的・質的向上の確保を計らなければならない。「コミュニティ・スポーツ協議会」においてリーダーの養成がすすめられる際、広く外部の協力とともに上部団体としての「全国コミュニティ・スポーツ協議会」といった組織および体協など（資料37）との密接な関係のもとにすすめられることが肝要である。文部省は「スポーツ・レクリエーション指導者の〈認定制度〉」の構想を具体的に検討しているようであるが、真のリーダー養成は「コミュニティ・スポーツ協議会」を基盤に考えるのが適切であろう。現状でのリーダー養成は、①講習会、研修会履修審査、②コーチによる直接指導、③組織内での教程履習の3つのパターンに大別されるが、⁽¹⁴⁾より広く「コミュニティ・スポーツ協議会」にその場を求めることが、リーダーの質的・量的確保にとって必要であろう。

住民参加による組織・運営という人の問題にまつわる発想の転換と、現在ある施設の活用という発想の転換は、日常性余暇としてのコミュニティ・スポーツの意義・役割に支えられたものである。それは激動する現代社会のなかでスポーツの場を通じて自らの生活の場と自己をみつめる機会を確保することにほかならない。生

活スポーツを通じてのコミュニケーションの確保は、また現代社会の疎外を克服する前提条件でもある。それは外的環境としての余暇と所得の増大にのみ因るのではない、基本的には人間の内的欲求に根ざしている。このことの認識なくしては、コミュニティ・スポーツは成り立たない。とくに、オイル・ショックに端を発した資源不足問題、インフレ問題、失業者増、その他生活をとりまく環境悪化は、レクリエーションのカットという形をとって生活に暗い影を落そうとしている。このときこそ、スポーツが生活のなかに習慣化され、且つ相互の組織化が問われなければならないのである。

参 考 文 献

- (1) 農林省「農林統計表」、日銀「経済統計年報」、通産省「通産統計」
- (2) 労働省「労働白書」
- (3) 藤原健固「現代とスポーツ」体育社会学研究会編『現代スポーツ論』道徳書院、1973、P.3.
- (4) 同 上
- (5) 経団連による産業構造改訂試論『朝日新聞』1975、2月7日
- (6) 『朝日新聞』1975、2月12日
- (7) 調査は淡路島におけるコミュニティ・スポーツ紙

「淡路スポーツ」の購読者と非購読者を対象に行われた。その結果、前者が圧倒的にスポーツ体験が多いことが判明し、必ずしも正確ではないが、ここでは一応前者をコミュニティ・スポーツの参加者とし、後者を非参加者として位置づけた。なお、被調査者の内訳は前者が男203、女202（計405）、後者が男145、女95（計240）である。

- (8) 主として文部省「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」〈保健体育審議会答申〉大蔵省印刷局、昭48によった。
- (9) 文部省、前掲書、P.26.
- (10) 文部省、前掲書、P.78, 87
- (11) 淡路島調査と新川町調査の概要は次のとおりである。
 - (イ) 淡路島調査：①被調査者 645名、②調査方法、無作為抽出方法によるアンケート調査③調査時期、昭48.10.20.—昭48.12.20.
 - (ロ) 新川町調査：①被調査者1,695名、②調査方法、①に同じ、③調査時期、昭49.7.20.—昭49.9.20.
- (12) 市場開発研究所「擡頭するレクリエーション・スポーツ・マーケット」昭46.P.20~21.
- (13) 竹之下・他「わが国におけるスポーツ人口の構造とその変動についての研究」（昭37）
- (14) 日本余暇文化振興会「余暇活動指導の実態調査」（昭49）